

2021年7月5日

お客さま各位

ヤマト運輸株式会社

【国際宅急便】欧州向け制度改定に伴う対応について

いつもヤマト運輸をご利用いただきまして、ありがとうございます。

欧州連合（以下、EU）およびイギリスにおいて付加価値税（以下、VAT）に関する規制変更が行われます。弊社で取り扱う国際宅急便においてもその変更に対応するため、送り状の作成方法を以下の通り変更いたします。

お客さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 規制変更内容

① 22€の輸入 VAT 免税の廃止

これまで 22€以下の商品は VAT が免税されておりましたが、その**免税制度が撤廃**されます。

② VAT 徴税方法の追加

EC で購入した 150€以下の商品を「輸入ワンストップショップ（以下、**IOSS**）」を利用して輸入される場合、販売者さまや EC マーケットプレイスは販売時に商品代金と併せて VAT を購入者さまから徴税し直接納税することが可能となります。

■ 国際宅急便ご利用時の送り状記入方法

お届け先の会社名欄に、「IOSS No: ○○○○○○」と記載をお願いいたします。

IOSS No はお客さまにて取得していただいた番号もしくは EC マーケットプレイス指定の番号をご入力ください。

なお、IOSS No 記載漏れにより発生した VAT に関しては返金致しかねますので、あらかじめご了承ください。

<送り状にご記載いただく場合>

<ワールドポータルおよび B2 クラウド+ の送り状発行機能にてご入力いただく場合>

お届け先（輸入者）設定

🔍 お届け先（輸入者）を検索

お届け先（輸入者）区分 **必須** 個人 法人

国 **必須**
 ① 必ず、禁制品項目が含まれていないかこちらで確認してください。

電話番号 **必須**

郵便番号

都市 **必須**

住所 **必須**

会社名 🔍 ご利用はありますか?

IOSS No: ○○○○○○

以上